

伊勢崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 1 0 月 2 日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第 3 0 号

伊勢崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

伊勢崎市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 1 7 年伊勢崎市条例第 4 6 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び 2 項を加える。

（新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等作業手当）

- 3 消防事務に従事する職員が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和 2 年政令第 1 1 号）第 1 条に規定するものをいう。以下同じ。）から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって市長が定めるものに従事したときは、防疫等作業手当を支給する。
- 4 前項の防疫等作業手当の支給額は、1 当務につき 3, 0 0 0 円（新型コロナウイルス感染症の患者の身体に接触して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4, 0 0 0 円）とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の伊勢崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和 2 年 4 月 2 日から適用する。

伊勢崎市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 1 0 月 2 日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第31号

伊勢崎市介護保険条例の一部を改正する条例

伊勢崎市介護保険条例（平成17年伊勢崎市条例第114号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における介護保険料の減免の特例）

- 12 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症の影響により世帯の生計を主として維持する者の収入の減少が見込まれる者その他の市長が別に定める者の減免に係る第10条第2項の規定の適用については、同項中「普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前前月の15日まで」とあるのは、「市長が別に定める期限まで」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の伊勢崎市介護保険条例附則第12項の規定は、令和元年度分及び令和2年度分の介護保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限（介護保険法（平成9年法律第123号）第131条の規定による特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払の日。以下同じ。）が定められているもの（令和2年2月1日以降に納期限が定められている介護保険料のうち、被保険者の資格を取得した日から14日以内に介護保険法第12条第1項の規定による届出を行わなかったために令和2年2月1日以降に納期限が定められたものを除く。）について適用する。